岡崎地区

備考：▨は空中写真の撮影範囲を示す

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１９号
福井県敦賀市野坂25号２番地の99
債務者　上田　正人
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで　福井地方裁判所敦賀支部

平成２３年（フ）第８０号
長野市大字金箱398番地６、前住所長野市上野３丁目49番地２　ホームウィズペット102
債務者　滝澤　和弘
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１００号
兵庫県伊丹市口酒井３－３―18、住民票上の住所大阪府泉佐野市葵町４丁目２番38号
債務者　久保田益隆
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１３８号
兵庫県伊丹市北野４丁目34番地　市住荒牧第６－３－１号
債務者　土井　一雄
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第２１４号
兵庫県芦屋市浜芦屋町１番３―202号
債務者　佃　　宏
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２５４号
兵庫県尼崎市大庄西町３丁目13番10号
債務者　濱﨑　浩美
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１４０号
山口県柳井市新市３番１号
債務者　河本　明紀
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第５号
山口県下関市安岡町４丁目12番１号、申立時の住所山口県岩国市旭町２丁目９番15―303号
債務者　白坂　祥一
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで　山口地方裁判所岩国支部